

第二回國會 厚生委員会治安及び地方制度委員会連合審査會議録第一号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

厚生委員長

山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事中嶋 勝一君

理事田中 松月君 理事山崎 道子君

理事武田 キヨ君

井上 知治君 大石 武一君

福田 昌子君 松谷天光君

野本 品吉君 齋藤 晃君

榊原 亨君

治安及び地方制度委員会

松浦 榮君

出席政府委員

厚生技官 三木 行治君

委員外の出席者

専門調査員 川井 章知君

本日の會議に付した事件

興行場法案(内閣提出、參議院送付)

(第一八〇号)

公衆浴場法案(内閣提出、參議院送付)

(第一八一号)

旅館業法案(内閣提出、參議院送付)

(第一八二号)

○山崎委員長 たいまより厚生委員会、治安及び地方制度委員会連合審査會を開会いたします。

連合審査會は議案を所管する委員会の委員長が、連合審査會の委員長になる建前になつておりますから、私が委員長を勤めさせていただきます。それは興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案を議題といたしまして審査には

いります。質疑はこれを許します。松浦委員。

○松浦(警)委員 私はこの合同審査會におきまして、治安並びに地方制度の委員の立場から、一言意見をいたしましたと思ひます。今回厚生委員会に提案になりました興行場法案、旅館業法案、公衆浴場法案、この三つの法案と、それから治安委員会の方に提案になつております風俗営業取締法案、この四案につきまして検討の結果、私は許可の制度について一言意見を述べたいと思ふのであります。風俗営業取締法案の中におきましては、風俗営業に対する許可は公安委員会が許可するといふ建前にしてあります。それから厚生委員会に出でおります以上の三法案の許可の権限は、知事に與えられております。私は同じ政府から閣議を経て提案されたところの法案が、委員会が運うからといつて、その許可の権限を持つておるところが違ふといふことは、法案をつくる上におきまして、建前上よろしくないとと思ひます。いづれか一本にしなければならぬと思ひます。公安委員会にするか、あるいは知事にするか、どちらか一本にしなければならぬと思ひます。しかしながら私の意見としては、公安委員会にすること、また知事にすることも反対なのであります。治安委員会においては、許可の権限を公安委員会に與えるといふことについては相當の議論がありまして、公安委員会ではいけない、警察署長に與へべし、こゝういふ意見が

ほとんど大部分を占めておつたのであります。なぜ公安委員会に與えていけないかといふと、公安委員会といふものは、警察の運営に對するところの指導監督的な立場に置いた方がよからう。そゝういふ建前のものである。それでありまして、実際の執行、許可処分といふような執行には當らせないのである。今許可をしたり、認可をするような仕事をすることになると、警察に對する指導監督がむづかしい。それであるから公安委員会はあくまでも指導的な、監督的な立場に置いた方がよい。従つてこの風俗営業取締法案に出でる公安委員会が許可の権限を持つよりは、署長に與えた方がよいといふ意見が、非常に多かつたのであります。従つて私は公安委員会に権限を與えることはよくないと思ひます。しかし警察署長に與えていゝか。こゝういふことになりまして、警察署長に與えることも私はよくないと思ひます。なぜかと申しますとペンタイン氏、元のエニョーク警視總監が、昨年日本の警察制度を調査に來まして、報告書を出してありますが、その報告書にもありますように、日本の警察といふものは非常に廣い大きな権限を持つていたために國を誤つた。すなわち日本の警察國家と稱せられるものは、いろいろな法規を内務省の警察局が立案して、また地方では府縣の警察部が立案してつくる。それから許可の権限は内務大臣、警察權を持つておるところの府

縣知事、あるいは警察署長が持つておる。しかもその法規を執行するのがまた警察官吏である。すなわち法規をつくり、その法規に基いて許可をし、その許可をしたものを調べる。こゝういふ一切の権限を警察系統が持つておる。これすなわち警察國家である。そゝういふ國であるから、日本の國は警察國家と呼ばれた。國民はこれを怨嗟的的にしておつた。だから營業を許可したりする権限は警察から離れた方がいい、こゝういふことを言われているのであります。その通りであります。それでありまして、私は警察署長に権限を與えることはよろしくない。あくまでも警察はできた法規を執行する立場におく。これが一番よろしいのであります。それで警察署長に與えることも反対であります。しかし最後にこの厚生委員会に出ているように知事に與えたかどうか。こゝういふことになりまして、知事に與えますと、知事といふのは今公選制度でありますから、そこに非常に情実が起る。また知事は政黨から出る場合が多いから、政黨化するということを非常におそれるのであります。従來官選の時代の知事といふものは、自分の郷里へ歸さなかつた。以前内務省の役人といふものは、自分の郷里には歸さなかつたのであります。なぜ郷里に歸さなかつたかといふと、郷里においてはいろいろな情実が起る。そこにはいろいろな因縁ができて、仕事をやらずいゝ。その結果において誤解を起しやすいといふことにおきま

して、郷里には歸さなかつたのであります。それほど情実といふことを考へながら人事をやつておつたのであります。今日民主化の時代になりました。知事が公選になつた。その土地から知事が出ますから、どうしてもそこに情実が起きやすい。また政黨人であれば、ほとんど仕事を政黨化して行つていふところに心配が起るのであります。それでありまして、知事の許可といふこともそこに非常な誤解と情実を伴ひやすい。だからいづれにしてもこの三つは結局いけない。どれがいいか、私をして言わしむれば、そこに私は公正な委員会をつくらうと思ひます。すなわち許可をする委員会をつくつて、その委員会のもとに許可をしていくといふことが一番公正で妥當であると思ひます。その委員会は、それではどういふ人たちをもつて構成するか、こゝういふこと、私はその中に公安委員も入れた方がいいと思ひます。そのほかいゝゆる學識経験者、たとえば衛生方面、あるいは火防、建築の方面、そゝういふような方面の權威ある人々を入れて、委員会を構成しまして、その委員会によつて許可をする。こゝういふことが私は一番妥當であると思ひます。アメリカにおきまして、もろゝ州によつては違ひますが、もちろん州によつては違ひますが、こゝういふことも、許可委員会といふものがあるものがニューヨーク市あたりにはあります。その委員会が許可の権限をもつていゝといふことになつて

いるようであります。私は、必ずしもアメリカのまねをしなくてもいいのであります。日本の國を民主化するといふためには、いろいろの制度を民主的に持つていかなければならない。それがためには、今まで独裁的に單独に行つておつた許可というふうなものは、やはり民主的に持つた方がいい。こういう意味におきまして、私は委員会制度を主張するものであります。それにつきましては、その委員会というものをこの法制の中に織り込んでいただくことがよからうと思つておりますが、その点に対する当局の御意見を伺ひたいと思つております。

○三木(行)政府委員 お答えいたします。ただいま松浦委員の御発言は私ももまつたく賛成であります。受ける國民の側から申しますれば、これらの許可關係が一本になるところが非常に好都合なのであります。従来も、中央におきましては内務省、地方におきましては警察一本というふうな処理をやつておつたのであります。内務省の解体に伴ひまして、今日ばらばらに相なつておる。これは非常に不便であるし、御指摘になりましたような問題も發生し得ると考へるのであります。ただ私もこの三法案を今回提出いたしましたにつきましては、新憲法の実施に伴ひまして、法令の空白時代を生ずるわけでありまして、速やかにこれらの法律を制定する必要があります。したので、とりあえず提出いたしました次第でありまして、それらの点につきましては、御指摘になりました点は私ももまつたく同感でございますので、窓口を一本にしていく、そうして非常に事務を簡捷にし、またその窓口を提

出したしますならば、その場所において關係各廳の意見も聴いてやつてくれる、公正かつ民主的にやつていくといふことは非常に好ましいことであると思へるのであります。従つて私もとしましては、ただいま御指摘になりましたニューヨークのライセンス・ビュロー、あるいはまた許可をいたします委員会というふうなものを頭に入れて、われわれの側といたしまして、關係各廳と相談いたしました。できるだけ速やかにそういうことが実施できますように努力をいたしたい。かように考へておる次第であります。

○松浦(警)委員 ただいまのお話で了承いたしました。とにかく従來警察署長がほとんど許可しておつた營業が、一時廢止になつておりましたが、これからだん／＼に法律化しなければならぬことが多くなつて、こようと思つて、その際におきましては、できる限り今申しましたような一元化し、また民主化するというところに努めていたいただきたいと思つております。どこへ許可を受けに行つていいのか、ま／＼であつたり、また同じ仕事を許可をもらうのに、あちらの役所にも行かなければならぬ、こちらの役所にも行かなければならぬ、いろいろの方面に許可をもらいに行かなければならぬというのが今日の實際でありますので、それをどうしてもすつきりと一本にし、しかもそれを委員会制度のような民主化した制度に、ぜひとも今後の法制を取扱われるときにはお願ひしたい。こういうふう

いようでありますから、本連合審査会はこれをもつて散會いたします。
午前九時四十五分散會

に考へる次第であります。

○山崎委員 ほかには御質疑の方はございませんか、別に質疑の方もな